



令和3年(2021年)4月より

建築物環境配慮計画書(CASBEE 札幌)の届出範囲を 300 平方メートル以上の建築物に拡大します

「札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則」が令和3年(2021年)4月1日より改正され、共同住宅やオフィスビルなどを新築する際に、建築主から札幌市に届出いただく建築物環境配慮計画書(CASBEE 札幌)の届出範囲を300平方メートル以上の建築物に拡大します。

【CASBEE 札幌の概要】

建築物の総合的な環境性能について、建築物の省エネや環境負荷の少ない資材の使用、緑化や雪処理等といった多種多様な環境配慮への取組みをCASBEE 札幌評価ソフトにて建築主が自己評価し、その評価結果を札幌市公式ホームページで公表する制度です。

新築建築物の床面積	提出が必要なもの
2,000 平方メートル以上	建築物環境配慮計画書 CASBEE 札幌の評価結果の提出 
今回改正 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	建築物環境配慮計画書 省エネ計画書・届出書の提出 (又は CASBEE 札幌の評価結果の提出) 
300 平方メートル未満	【任意提出が可能】 (建築物環境配慮計画書及び CASBEE 札幌の評価結果)

2,000 平方メートル以上の場合について、従来から変更ありません。

省エネ届出書は、

建築主が使用を認めた場合、建築物省エネ法に基づき提出されたものを使用しますので、建築物環境配慮計画書に添付する必要はありません。

詳しくは、

建築物環境配慮制度 (CASBEE 札幌) 札幌市公式ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/casbee/>

【担当】札幌市 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課

電話：011-211-2872 メール：kan.energy@city.sapporo.jp



さっぽろ市
02-J02-21-731
R3-2-558